公共施設等管理協議書

年　　月　　日提出

行橋市長　　殿

（協議主管課：　　）

事業者　住　所

氏　名

都市計画法第 32 条に基づく協議を関係主管課と行いたく申し出ます。

1．開発区域の所在　　行橋市

2．開発区域の面積　　㎡

3．予定建築物　　（戸建住宅・共同住宅・長屋住宅）　※該当するものに○

4．協議事項

（1）新たに設置される公共施設等に関する協議

番号・種類	概　　要			管 理 者	用地の帰属	適　　用
	幅　員	延　長	面　積			

（2）既設の公共施設等の占用協議

種　　別	使用目的	使用数量	使用期間	適　　用

（3）公共施設等の用地の交換帰属に関する協議

（4）市に移管又は帰属する公共施設等に関する瑕疵担保責任について

・瑕疵担保期間：重大な瑕疵を除き、移管又は帰属された日から 3 年間。

・この間に当該瑕疵によって生ずる損害については、事業者が補償する。

（5）その他の協議

本書のとおり、開発事業者と協議したことについて確認します。

年　　月　　日

開発事業者　　殿

部長　　㊞

（協議主管課：　　）